

○東京都市大学自己点検・評価に関する規程

令和2年10月12日
制 定

(目的)

第1条 この規程は、東京都市大学学則第1条の2第2項、東京都市大学大学院学則第1条の2第2項に基づき、東京都市大学(以下「本学」という。)において本学内部質保証方針に則った自己点検・評価を実施するために必要な事項を定める。

(組織)

第2条 本学における全学的な自己点検・評価に責任を負う組織は、大学評価室とする。

2 大学評価室に関する事項は、別に定める。

3 各学部等における自己点検・評価に責任を負う組織は、各学部等が定める。

(実施の周期及び時期)

第3条 自己点検・評価は、原則として毎年度実施するものとし、当該年度の具体的な実施時期は、学事等を勘案のうえ、大学評価室が決定する。

(実施項目)

第4条 自己点検・評価を実施する項目は、公益財団法人大学基準協会が定める大学基準及び点検・評価項目並びに本学の教育研究活動の状況等を踏まえ、大学評価室が決定する。

(実施単位)

第5条 自己点検・評価は、原則として全学レベル及び学部等のレベルを実施単位とし、前条の実施項目に応じて当該活動に責任を負う学内組織(以下「所管組織」という。)及び学部等は、大学評価室が決定し、実施を要請する。

2 大学評価室は、学部等のレベルで自己点検・評価を実施するにあたり、必要に応じて学科等を単位として要請することができる。

(実施方法)

第6条 大学評価室は、自己点検・評価の実施のため、第3条から前条に基づき当該年度における実施要領を作成し、所管組織及び学部等に通知する。

2 所管組織及び学部等は、大学評価室より通知された実施要領に従って、客観的な資料又はデータ等を可能な限り用いて適切に自己点検・評価を実施し、その結果を大学評価室長に報告する。

3 大学評価室は、前項の報告内容について確認並びに検証等を行うとともに、その結果に基づき、全学的な観点から自己点検・評価を実施し、点検・評価報告書を作成する。

4 大学評価室は、前項にあたり、必要に応じて所管組織及び学部等の関係者に対

してヒアリングを行うことができる。

- 5 大学評価室は、主に教育活動を対象としてその適切性を検証するにあたり、本学学生から意見を聴取するものとする。
- 6 大学評価室は、自己点検・評価の客観性及び妥当性を確保するため、必要に応じて予め学長の下承を得たうえで、外部有識者による評価・意見等を得ることができる。
- 7 大学評価室長は、第5項及び前項により得られた評価結果及び意見等並びに大学評価室による提言を添えて、点検・評価報告書を学長に提出する。
- 8 学長は、提出された点検・評価報告書等に基づき学長会議により検討を行った結果、改善・向上を要すると認められた事項について、所管組織及び学部等に適切な措置を講じるよう指示するものとする。

(結果の活用)

第7条 大学評価室は、前条第8項の検討結果等を所管組織及び学部等に通知するとともに、その結果に基づき、明確な行動計画を伴った具体的な改善・向上の取組を要請し、そのために必要な指導及び支援等を行うものとする。

- 2 所管組織及び学部等は、前項により通知された結果及び要請に基づき、組織的に改善・向上に取り組まなければならない。

(結果の公表)

第8条 学長は、点検・評価報告書等により自己点検・評価の実施結果を公表する。

(認証評価)

第9条 学校教育法に基づく認証評価を受ける場合にあつては、この規程の定めを準用し、自己点検・評価を実施するものとする。

(所管部署)

第10条 この規程の所管部署は、事務局企画・広報室とする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、学長会議の議を経て、学長が行う。

付 則(令和2年10月12日)

この規程は、令和2年11月1日より施行する。